別表六の二（十三）　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の14の２第２項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二(十一)を削る。

別表六の二(九)の表中

平　・　・ 平　・　・ (別表六の二(二十)付表「２の㉑」)
平　・　・ 平　・　・ (別表六の二(二十)付表「２の㉒」)
平　・　・ 平　・　・ (別表六の二(二十)付表「２の㉓」)
平　・　・ 平　・　・ (別表六の二(二十)付表「２の㉔」)

を

平　・　・ 平　・　・ (別表六の二(二十四)付表「２の⑱」)
平　・　・ 平　・　・ (別表六の二(二十四)付表「２の⑲」)
平　・　・ 平　・　・ (別表六の二(二十四)付表「２の⑳」)
平　・　・ 平　・　・ (別表六の二(二十四)付表「２の㉑」)

に改め、同表の記載要領第11号中「別表六の二(二十)付表「２」」を「別表六の二(二十四)付表「２」」に改め、同表を別表六の二(十一)とし、同表の次に次の１表を加える。